地域密着型通所介護サービス重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

1 事業所の概要

4 21421 12-23	
事 業 所 名	シニアサロンつばさ
所 在 地	横浜市神奈川区羽沢南三丁目34番29号
提供可能サービス	地域密着型通所介護、第1号通所サービス
介護保険事業所番号	1470600816
管理者名	小山 治美
電話番号/FAX番号	045-381-5652 / 045-744-6244
サービス提供地域	神奈川区・保土ケ谷区
サービス利用定員	一日のサービス利用定員 8名
第三者評価の実施	未実施

2 事業の目的・サービス方針

	/ C 1//J
事業の目的	有限会社つばさケアサービスが開設するシニアサロンつばさ(以下、「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護事業、及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者(以下、「要介護者等」という。)に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、介護職員(以下「従事者」という。)が、当該事業所において 排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護、及び第1号通所サービス(横浜市通所介護相当サービス)(以下、「地域密着型通所介護等」という。)を提供することを目的とする。
サービス方針	 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活が営めるよう、または趣味を生かして楽しくメリハリのある生活を営むことができるよう援助を行う。 機能訓練指導員は、利用者の心身の特性を踏まえて、予防・軽減・悪化防止を目的に訓練等の援助を行う。 定期的にミーティングや研修会を行いサービス提供にあたっての質の向上を目指す。 サービスにあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 地域密着型通所介護サービス事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	事業の管理、運営	1名
生活相談員	相談援助業務、業務管理等	3名(常勤1名、非常勤2名)
介護職員	利用者の介護業務	5名(常勤1名、非常勤4名)
機能訓練指導員	利用者の機能訓練業務	3名(常勤0名、非常勤3名)

4 営業日及び営業時間・サービス提供日及びサービス提供時間

営業日・サービス提供日	営業時間・サービス提供時間	休日
平日・祝日(月曜日 ~ 土曜日)	(営業時間) 9:00 ~ 17:00 (サービス提供時間) 9:30 ~ 16:30	日曜日 年末年始(12/29 ~ 1/3)

5 提供するサービスの内容

① 日常生活上の世話及び支援

② 食事の提供

③ 入浴

④ 機能訓練

⑤ レクリエーション

⑥ 健康チェック

⑦ 送迎

⑧ 相談

⑨ 家族指導

6 サービス利用料金について

利用料金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は別添料金表のとおりです。

- ① 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1割、2割又は3割)
- ② 運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

なお、②又は③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています。疑問点等があれば、お尋ねください。

その他、通常のサービス提供地域(又は送迎地域)以外の地域についてのみ、所定の交通費(通常の事業の実施地域を越えた所から、往復分1kmごとに15円)が必要となります。その場合は、別途見積いたします。

- ※上記①の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。
- ※介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。なお、介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。

7 利用料金のお支払い方法について

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

- A) 自動口座引き落とし(ご指定のゆうちょ銀行の口座から月1回引き落とします)
- B) 現金払い(サービス提供時に月1回定められた日にお支払い願います)
- C) 銀行振り込み (期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担です)

8 サービス利用のキャンセルについて

(1) 利用者がサービス利用をキャンセルする際は、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話): 045 - 381 - 5652

- (2) 利用者の都合でサービス利用をキャンセルにする場合は、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日 又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください(ただし、利用者の体調 の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	食事代全額
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	食事代全額

9 従業者の研修等について

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

① 採用時研修 採用時1ヶ月以内

② 継続研修 1ヶ月に1回、年12回

10 緊急時の対応について

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき「緊急連絡カード」に記載の、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

11 非常災害対策について

当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

① 職員の訓練:1ヶ月に1回

② 利用者との避難訓練:3ヶ月に1回

12 事故発生時の対応等について

- (1) 事業所は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業所は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業所は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

14 虐待防止について

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会ならびに担当者を設置し、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

15 相談窓口、苦情対応について

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口

担当者:小山 治美 受付時間:9:00~17:00(休日除く)

電話番号:045-381-5652 FAX番号:045-744-6244

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

神奈川区役所 高齢・障害支援課	所在地 TEL.	横浜市神奈川区広台太田3-8 045-411-7019
保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課	所在地 TEL.	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6394
横浜市役所 介護事業指導課	所在地 TEL.	横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2356
神奈川県国保連 介護保険課介護苦情相談係	所在地 TEL.	横浜市西区楠町27-1 045-329-3447

16 サービス利用における留意事項

- (1) 現金、通帳、印鑑等の貴重品は通所時には持ち込まないで下さい。ただし、行事などで必要が生じた場合は利用者又はご家族と連絡をとり持ち込みを認めることとします。
- (2) 許可もなく持ち込んだ荷物の破損及び紛失について、事業所は責任を負いません。
- (3) サービス利用時間内に、事業所の許可なく帰宅や外出することは、事故防止のため禁止します。
- (4) 利用者が暴力やセクハラ等の行為に及んだ場合はサービスの利用を中止していただきます。
- (5) 法定伝染病や感染症等に罹患した場合、ただちに事業所に連絡をいれてください。病院等での許可がでるまでサービスの利用を中止していただきます。

17 法人の概要

法人の名称	有限会社つばさケアサービス
代表者名	青木 明子
所在地・電話	横浜市神奈川区羽沢南3-34-29
	$0\ 4\ 5\ -\ 3\ 8\ 1\ -\ 5\ 6\ 5\ 2$
業務の概要	介護保険法に基づく地域密着型通所介護サービス事業 介護保険法に基づく第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス) 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業 介護保険法に基づく介護予防小規模多機能型居宅介護事業